

83 東京大学予備門第一級生土方寧學費給付願出に付同

〔明治十一年二月九日〕

(欄外注記<sup>1</sup>)

綜理 (加藤弘之)

印 同補 (浜尾新)

用度 (岸鉄次)

記録掛 (五十嵐恭次)

抹消 (朱書)

付 (大)

予備門第一級生土方 宣寧  
學資給付之義願出候趣ニ付  
該門主幹より別紙之通申出候ニ付夫々取調候処同人義ハ客年九月  
十二月兩度ニ給費差許候生徒ト共ニ願ニ因リテハ給費可相成者

ニ有之然ルニ其節ハ自費修業いたし居候処追々窮迫即今ニ至リ

テハ逆モ自費修業行届兼候処願出候義ニ而事實相違も無之且

該門より申出之通学業成達之目的有之者ユヘ客年中給費差許候者

ト同様学資給付いたし度此段相伺候条至急裁可有之度候也

明治十一年二月九日 東京大学三学部綜理 加藤弘之

文部大輔 田中不二麿殿

明治十一年一月十八日

高知県士族入舎生  
右証人  
土方 寧 印

(朱書)  
〔甲第八号〕

当予備門第一級生徒土方寧儀今般別紙之通学資給付願出候ニ付  
従前之手続ヲ以テ夫々調査候処全ク不得已情実ニシテ且学業成  
達ノ目的アル者ニ有之候条右給費御許容被成度因テ別紙相添此  
段相願候也

明治十一年二月八日 東京大学予備門主幹 服部一三

東京大学三学部綜理 加藤弘之殿

土方寧儀尔来困窮ニ付是迄私ニ於テ学資給付罷在候処昨年免職  
以来私儀モ追々窮迫本月ニ至リ忽チ学費支給仕兼候間甚奉恐縮  
候得共本月ヨリ当分之間学資御給付被成下度勿論私儀金融相付  
候ハ、速ニ返上之上自費修学可為仕奉存候間何卒御憐察ヲ以テ  
願意御聞届被成下度此段奉願候也

土方寧証人

東京三番町三十番地寄

明治十一年一月十八日

留高知県士族

土方左平 印

私儀

当今予備門第一級罷在候処貪窮ニ付自費修学仕兼申候間當明治  
十一年一月ヨリ学資御給付被下度奉懇願候也

東京大学法理文三学部予備門主幹 服部一三殿  
三十番地寄留  
土方左平 印

(欄外注記)

(朱書)  
〔乙第二号〕

〔文部省往復〕明治十一年分三冊之内内景、印 A 25